

要望書（回答）

1 『防災対策』について

（1）防災無線の利用拡充

ア 防災無線スピーカーの設置拡充と積極的な活用

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

防災行政無線の屋外スピーカーにつきましては、事前に音達シミュレーションを行ったうえで現状の配置としておりますが、風向き等の影響により、聞き取りにくい状況が生じているものと認識しております。

市としましては、これまで全体的な音質・音量調整や個別の対応を行っており、引き続きスピーカー調整などにより可能な限り改善を図ってまいりたいと考えております。

屋外スピーカーにつきましては、防災情報と合わせて行政からのお知らせや地域からの情報発信に活用しておりますが、一方で、スピーカー近隣の住民からは音量や放送頻度に係るご意見もいただいております。これら様々な声を勘案のうえ、有効に活用してまいりたいと考えております。

イ 町内会の無線利用の拡充

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

屋外スピーカーの地域での活用につきましては、行政からのお知らせのほか、各町内会の防災訓練やイベント、熊出没時の啓発など、様々な用途で活用いただいております。

今後とも、地域での活用方法について周知に努め、利用の拡充に努めてまいります。

（2）津波ハザードマップ

ア 津波ハザードマップ改訂版の具体的取組

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

新たな浸水想定に対応した地区別の津波ハザードマップにつきましては、令和4年度中の完成を目指して改訂作業を進めており、マップ完成の際には市ホームページに掲載するとともに、各地域に応じた地区別のマップを全戸に配布する予定でございます。

市民の皆様には、配布されたマップをご覧のうえ、日頃からご自身の津波リスクに応じた避難方法をイメージしていただくとともに、本市としても、地域と連携しながらハザードマップを活用した防災訓練や防災講座を展開し、実効性のある避難体制を

団体名：苫小牧市町内会連合会
回答日：令和4年11月10日

構築してまいりたいと考えております。

イ 津波発生時の避難方策と市民周知

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

津波発生時の避難方策につきましては、新たな浸水想定のもと、水平避難と垂直避難を組み合わせる必要があるため、新たな津波避難ビルの選定作業を行うなど、避難場所の確保に努めております。

津波発生が予想される際には、防災行政無線の一斉放送と併せ、緊急速報メール等の文字情報を活用しながら発信しております。

市民の皆様には、津波ハザードマップを参考に速やかな避難行動を行っていただきたいと考えており、出前講座等の機会を捉え周知・啓発を図ってまいります。

ウ 津波避難タワーの設置

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

本市では、新たな浸水想定への対応として、まずは津波ハザードマップの改訂と併せて、垂直避難のための津波避難ビルの拡充に取り組んでおります。

その上で、津波避難が困難な地域におきましては、ハード対策として、市公共施設の新改築に合わせた津波避難機能の付加や、津波避難タワーなどの避難施設等の整備について、国の財政支援を念頭に建設・維持コストを勘案しながら、中長期の視点で検討を進めてまいります。

（3）避難所機能の整備

ア 町内会館の避難所機能及び体制の整備

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

本市では、大規模災害への対応を見据え、市内の小中学校及び高等学校等の48カ所を避難所に指定し、感染症対策を含め機能強化に努めております。

町内会館につきましては、近年、土砂災害など指定避難所の開設に至らない小規模避難のケースにおいて、町内会とも相談のうえ、学校配備の備蓄品や人員を活用しながら一時的な避難場所として活用させていただいております。

今後とも、様々なケースを想定し、町内会との連携を密にしながら状況に応じた避難場所の確保に努めてまいります。

イ 災害事例別の避難所の役割と機能表示

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

団体名：苫小牧市町内会連合会
回答日：令和4年11月10日

本市では、市内の小中学校及び高等学校等を指定避難所に指定しているほか、市内の一定程度の広さを有する公園等を避難場所としております。

これらの機能表示につきましては、津波、高潮、洪水、内水氾濫、崖崩れ、土石流、地滑り、大規模な火事、地震、火山等の災害種別ごとに対応の可否を○×で看板に標記し、わかりやすい表示に努めているところでございます。

(4) 土砂災害警戒区域法面等の整備

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

土砂災害に係る法面等の整備につきましては、所管する北海道において順次対策工事を実施しておりますが、北海道内の危険箇所は1万か所以上あり、要配慮者施設等を優先しているため、全体の整備完了には相当の時間を要すると伺っております。

このため市としましては、警戒区域の指定箇所周辺のパトロールや土砂災害ハザードマップの活用を進めるとともに、災害時においては関係機関と連携して早めの避難を呼びかけるなど、ソフト面での対応に努めてまいりたいと考えております。

(5) 自主防災組織の全町内立ち上げ

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

本市の自主防災組織は町内会単位で結成されており、令和4年6月現在の市内の世帯カバー率は95.4%で、道内10万人以上の自治体では北見市、釧路市に次ぎ、これまでの町内会のご協力の結果、大変高い組織率となっております。

一方で、自主防災組織を含む町内会活動の維持・活性化が課題となっており、現在市においては、新たな町内会活動のスタイルとして、ICTを活用した研修会の開催などの支援について、町内会連合会とともに取り組んでおります。

このため自主防災組織につきましては、この状況を見守りつつ、防災の側面からも活動の維持・活性化に向けた支援を行いながら、地域の負担にも配慮のうえ結成を呼び掛けてまいりたいと考えております。

2 『地域環境整備対策』について

(1) 害獣対策

ア 鹿やアライグマなどの野生動物の糞害及び食害対策

【回答】（環境衛生部環境生活課 担当）

北海道におけるエゾシカの推定生息数は、令和3年度では69万頭と言われており、増えすぎたエゾシカによる森林や農業の被害、交通事故のほか、市街地での糞害や食害など被害が拡大しております。

団体名：苫小牧市町内会連合会
回答日：令和4年11月10日

エゾシカは広域的に移動するため、北海道全体で生息数を減らし適正な個体数を管理することが抜本的な対策と考えており、引き続き北海道に対し、捕獲事業の継続実施や狩猟期間の拡大などを要望してまいります。

また、市内では、これまでの農業・森林被害の防止を目的とした捕獲事業や北海道による捕獲事業、狩猟などにより約1800頭のエゾシカを捕獲しておりますが、今年度からは市街地周辺において、市独自の捕獲事業も実施を予定しております。

市街地に出没するエゾシカ対策については、フラッシュライトなどの対策グッズの貸し出しを行っております。

次にアライグマは、特定外来生物に指定されており、放置しておくことで分布を拡大しながら、その土地に元からいた在来種の生息・生育を脅かしたり、農林水産業など様々な被害を及ぼすおそれがあります。国の特定外来生物被害防止基本方針では、被害を及ぼしていたり、及ぼすおそれがある特定外来生物については、必要に応じて防除を実施することとされています。

本市の対策としては、山林等において捕獲事業を実施しているほか、家庭菜園や建物への侵入被害対策として箱ワナの貸出しと処分を行っております。なお、令和3年度は合計363頭捕獲し、今後も対策を継続してまいりたいと考えております。

エゾシカやアライグマの被害でお困りの際には、環境生活課にご相談いただければと思います。（環境生活課自然保護担当：32-6331）

イ 犬の糞処理や猫への餌やりに対する注意喚起と規制条例の制定

【回答】（環境衛生部環境生活課 担当）

犬の飼育方法や糞処理については、「苫小牧市畜犬の取締り及び野犬等の掃討に関する条例」に基づき、市民からの通報に応じて適宜、飼い主への注意喚起や指導を行い、住民が希望すれば看板掲示やビラ配布も行っております。

また、「動物の愛護及び管理に関する法律（通称動物愛護法）」及び「動物愛護法施行規則」では、犬猫を含む動物について「動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音、悪臭の発生など周辺的生活環境が損なわれている場合、都道府県知事は当該事態を生じさせている者（原因者）に対し、必要な指導又は助言をすることができる」と規定されております。

市としては、これら既存の法令に基づき原因者への注意喚起や指導等を行い、もし改善されない場合には、北海道と連携して更に厳しい対策を講じるなど、犬猫による生活環境被害の防止に努めてまいりたいと考えております。

（2）空き家・空き地対策

ア 空き家情報の行政と町内会の情報共有と連携体制の構築

【回答】（市民生活部市民生活課 担当）

団体名：苫小牧市町内会連合会

回答日：令和4年11月10日

樹木、雑草の越境など、管理不全の空き家につきましては、所有者が適正に管理することが基本的な対応となります。

行政として急を要する場合には、市が所有者を特定して、対応することとなります。夜間・休日につきましても、市役所の代表電話を通じて対応いたしますので、まずは市民生活課まで一報いただくようお願いいたします。

なお、この連絡体制につきましては町内会連合会を通じて、改めてお知らせいたします。

イ 空き家・空き地の適正管理に向けた条例の制定

【回答】（市民生活部市民生活課 担当）

本市の空き家対策につきましては、平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されたことを踏まえ、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、安心・安全に暮らせるまちづくりを推進することを目的に、令和元年度から令和5年度までの5か年計画として苫小牧市空家等対策計画を策定しております。

なお、市長公約の中で空き家・空き地の一元管理について、検討することとしておりますので、この計画を推進していく中で、他市の状況など情報収集してまいります。

（環境衛生部環境生活課 担当）

適正に管理されていない空き地は、ドクガ等の害虫の発生源となり、ごみの不法投棄場所となるなど、周辺住民の生活環境を脅かす原因となります。

本市では、空き地の適正な管理を目的に「苫小牧市空き地の雑草等の除去に関する指導要綱」を定めております。これに基づき、毎年、現地を調査し背丈がおおむね50センチメートル以上の雑草等が繁茂した空き地の所有者に対し、草刈など適正な管理をお願いする指導文書を送付しております。引き続き、健康で安全な市民生活の確保に努めてまいりますので、お困りの際には環境生活課にご相談いただけます。（環境生活課衛生担当：32-6333）

（3）幹線道路・生活道路の街路樹の適正な剪定

【回答】（都市建設部緑地公園課 担当）

市道における街路樹の剪定につきましては、毎年、計画的に行っているところですが、樹種や環境によって成長に違いがあることから、交通や隣接する家屋等に支障がある場合には、その都度対応している状況でございますので、お気づきの点がございましたら、緑地公園課（32-6507）まで御連絡をお願いします。

（4）日吉町の市営住宅の早期立替と地区再開発

団体名：苫小牧市町内会連合会

回答日：令和4年11月10日

【回答】（都市建設部住宅課 担当）

日吉団地の整備につきましては、市営住宅整備計画において令和13年から令和15年にかけて既存住宅を解体し、令和15年から令和17年にかけて現地建替を行うこととしております。

この市営住宅整備計画は、5年に一度見直しを行うこととしておりますが、この中で早期建替や、地域から御要望をいただいている津波浸水想定区域内であることに配慮した階数設定などについて、検討してまいります。

また、整備後に生じる遊休地の活用につきましては、土地需要の状況等を踏まえ、関係部局と協議してまいりたいと考えております。

（5）商業施設等の閉鎖・廃業に伴う生活環境維持に向けた対策

【回答】（産業経済部商業振興課 担当）

商業施設等の閉鎖・廃業につきましては、それぞれの事業者の判断によりなされるものと認識しておりますが、今後、そのような業種の方々と直接お話する機会があった際には、地域町内会から今回のような御要望があることをお伝えしてまいりたいと考えております。

3 『町内会活動推進対策』について

（1）少子高齢化及び人口減少対策

ア 高齢者支援事業助成金の周知徹底

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

「高齢者支援事業助成金」については、高齢者の福祉の増進等を図ることを目的とした事業を広く補助対象としており、町内会毎の取組を尊重する立場から、年齢に関わらず広く活用を可能としております。

このたびのご要望に基づき、連合会の皆様と改めて周知方法等についてご相談をさせていただき、高齢者の福祉の増進のためにより良い制度となるよう努めてまいりたいと考えております。

イ 町内会加入・活動参加の促進に向けた方策の検討

【回答】（市民生活部市民生活課 担当）

市としましては、これまでも新たな人材確保と加入促進を目的として、共同住宅の建築に関する町内会への情報提供や、春の転入繁忙期における、市庁舎1階ロビーでの町内会の紹介や加入受付の実施、広報とまこまいにおいて、町内会活動に関

団体名：苫小牧市町内会連合会

回答日：令和4年11月10日

する特集記事を掲載するなど、加入促進に向けた取り組みを行っております。

また、地域の若い世代にも町内会に興味・関心を持っていただけるよう、町内会役員の皆様を対象にスマホセミナーを開催するなど、ICTの活用により積極的な参加を促す取り組みを行っております。

今後につきましても、町内会連合会と連携し、町内会加入・活動参加の促進に向けた方策を行ってまいりたいと考えております。

ウ 苫小牧市への移住政策

【回答】（総合政策部政策推進課 担当）

移住・定住促進に向けた取り組みとしまして、政策推進課が移住相談に関するワンストップの窓口となり、メールや電話等での相談対応や市のホームページで情報発信を行っているほか、フェア等イベントへの出展、市内巡覧を計画・実施する「オーダーメイド移住ガイド」など、様々な取組を実施しております。

移住相談では多様な問合せがあり、移住における不安が少しでも解消されるよう努めているところです。

これらの取組と併せて、本市の既存事業を活用し、効率的な内容を検討しながら今後も事業を進めてまいります。

エ 少子化に関する具体的対策

【回答】（総合政策部政策推進課、健康こども部こども育成課 担当）

本市の人口構成比をみましても、妊娠適齢期の女性人口が減少していくことや晩婚化の進展、生涯未婚率の増加などから、少子化が進展する可能性が高いものと考えております。また、市民を対象としたアンケート調査においては、「子どもの数が理想より少ない理由」として、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」との回答が約6割となっております。

国においても特定不妊治療の保険適用や出産育児一時金の増額検討、保育料の無償化など対策が取られており、本市としましては、出産や子育てしやすい環境の整備や、子育て世代の経済的負担感の軽減に向けて、多子世帯給食費助成事業や不妊検査に対する独自助成制度の拡充、保育施設整備による待機児童の解消、子育ての悩み相談窓口の開設など、出産前から青年期までを支援できるような様々な事業を展開しております。

今後も、子育てを地域全体で支援できる街を目指すことで、少子化対策に取り組んでまいります。

(2) 町内会合併の対応

【回答】（市民生活部市民生活課 担当）

団体名：苫小牧市町内会連合会

回答日：令和4年11月10日

持続可能な町内会活動に向けた取り組みとしまして、町内会行事を近隣町内会と合同で実施した場合に事業費の一部助成を行う町内会合同事業促進補助を、令和2年度から実施しております。

私どもとしては、この事業の活用やブロック会議の開催などを通じて、近隣町内会との交流の場を確保することにより、町内会活動の活性化に努めておりますので、ご理解願います。

(3) 町内会館の維持の在り方

【回答】（市民生活部市民生活課 担当）

各町内会が維持管理を行っております町内会館につきましては、町内会活動の拠点となっており、老朽化に伴う修繕、建替えは町内会が抱える課題の一つと認識しております。

今後、町内会加入率の低下などにより、各町内会の運営が厳しくなっていくものと想定しておりますことから、各町内会や町内会連合会との情報共有を行った上で、維持管理のあり方について検討してまいりたいと考えております。

(4) 町内会管理の防犯灯の更新費用の状況把握と補助制度の再考

【回答】（市民生活部市民生活課 担当）

LED街路灯の更新に係る補助割合につきましては、現時点では昨年度回答と同様、令和8年度からLED灯導入以前の負担割合である市6割の補助率により、町内会の街路灯に対する支援を継続していくことを基本に考えております。

更新に係る費用の積立状況につきましては、各町内会の主体性に委ねる観点から、積立金額の詳細な把握までは行っておりませんが、各町内会からの予算及び決算資料から、特別会計による運用や、防犯灯更新を含めた基金積立などを確認しているところでございます。

また、更新時期が一定時期に集中することも懸念されますが、他市町村では設置から10年以上使用している事例も確認されていることから、更新費用の状況把握を含めまして、引き続き町内会連合会とも協議させていただきたいと考えております。